

4月26日(木)から「あしや市民活動センター」開設

- 所在地 精道町5-11(旧住宅課)
- 利用時間 午前9時～午後5時15分
- 休館日 土曜日・日曜日・祝日

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」の施行に伴い、4月二十六日から「あしや市民活動センター」を開設します。このセンターは、市民活動団体の情報の収集、提供、交流とネットワークの支援、市民参画、協働の推進、NPOに関する相談を行う場として、市民の力を伝える、つなぐ「あしや」協働の場として活用ください。

市民参画協働推進会議委員の募集

また条例に基づき、市民参画協働の推進計画の策定や計画の進行状況等を審議する推進会議委員を広く市民のかたから募集します。

- 募集人員 2人 ■任期 6月1日～平成21年3月31日
- 応募資格 市内在住・在勤・在学のかた
- 応募方法 住所(在勤・在学のかたは勤務先・学校名)・氏名・電話番号・性別・生年月日を記入し、「私が考える市民参画と協働の推進」をテーマにした800字程度のレポートを添え、郵送・ファクスまたはメールで、5月7日<必着>までに下記へ※書式の規定はありません
- 選考方法 レポートを選考、委員会で審査の上、決定
- 報酬 11,200円(所得税含む)/1回

問い合わせ 市民参画課
☎38-2007/FAX38-2004(〒659-8501 住所不要)
Eメール info@city.ashiya.hyogo.jp



消防本部
種口 文夫
消防長・消防署長

■消防本部



教育委員会
中尾 滋男
学校教育部長

■教育委員会



《4月からスタートする市の組織概要を紹介》

新しい市の組織構成等のうち、部局の新設や執務場所の移動に伴うものについては、右のページで概要をお知らせしました。

そのほか、原則として総務課を廃止、各業務を見直し、新設された課、再編された課等があります。

その概要および各部の事務分掌と組織構成についてお知らせします。

■総務部 ・行政経営担当・財務担当

- 【主な改正点】
- ①「総務課」を廃止し、文書・法制等を分掌する「文書行政課」を新設。
 - ②組織・要員・事務管理事務を「行政経営課」から「人事課」に移管。
 - ③情報政策業務を「行政経営課」に移管し「情報推進課」を廃止。それに伴い、「総務部主幹(情報政策担当課長)」を新設一人増しました。
 - ④「事務分掌の改正点」
 - ⑤議会市の行政一般に関する事項
 - ⑥戸籍および住民記録その他市民憲

■市民生活部

- ※主な改正点および組織構成については、右ページをご覧ください。
- 【事務分掌の改正点】
- ①道路公園その他土木に関する事項
 - ②建築および住宅に関する事項
 - ③下水道および水路に関する事項
 - ④都市計画に関する事項
 - ⑤都市整備に関する事項
 - ⑥海浜および山地の開発に関する事項
 - ⑦市街地開発に関する事項
 - ⑧防災および安全に関する事項
 - ⑨環境保全・環境衛生に関する事項
- 【組織構成】
- ①市民参画協働に関する事項
 - ②人権推進に関する事項
 - ③男女共同参画に関する事項
 - ④国際交流に関する事項
 - ⑤文化に関する事項
 - ⑥戸籍および住民記録その他市民憲

■保健福祉部

- 口に関する事項
- ⑦産業経済および消費者行政に関する事項
 - ⑧社会保険 福祉医療に関する事項
- 【主な改正点】
- ①「総務課」を廃止し、地域福祉計画推進を分掌する「地域福祉課」を新設。
- 【事務分掌の改正点】
- ①社会福祉に関する事項
 - ②保健衛生に関する事項
 - ③介護保険に関する事項
 - ④地域福祉課 生活支援課、健康課、障害福祉課、高齢福祉課、介護老人ホームと風園

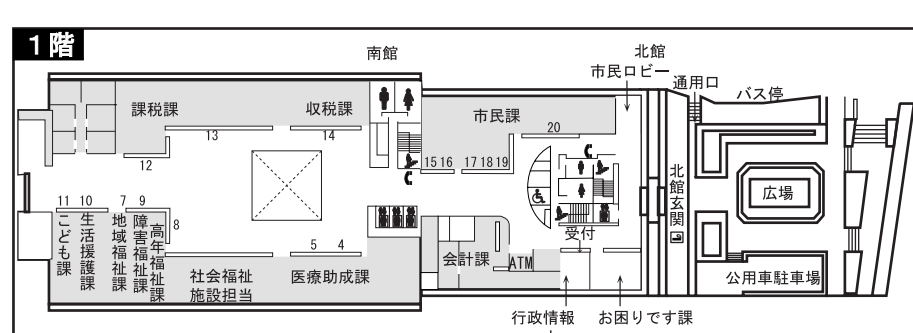
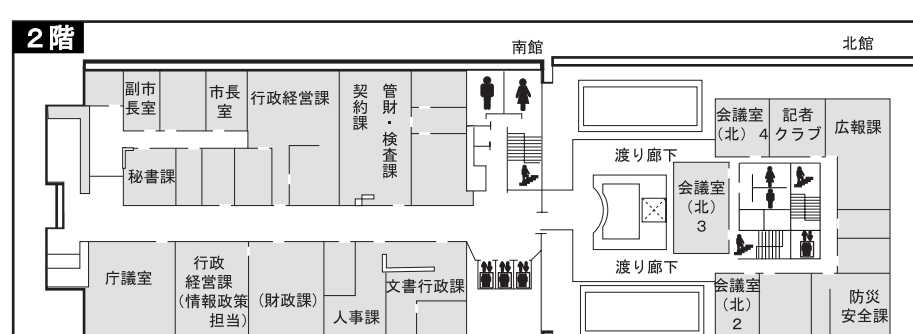
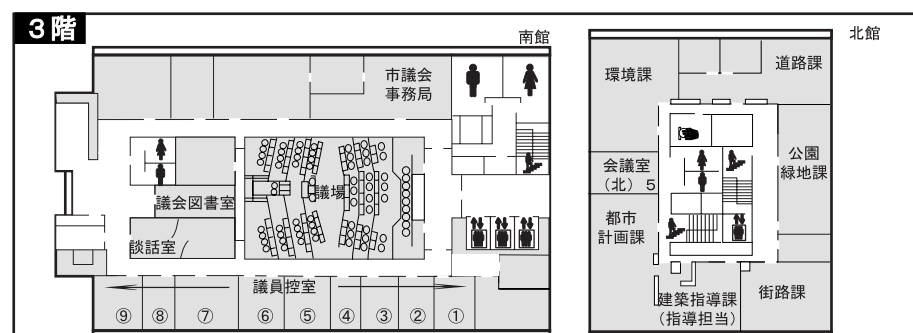
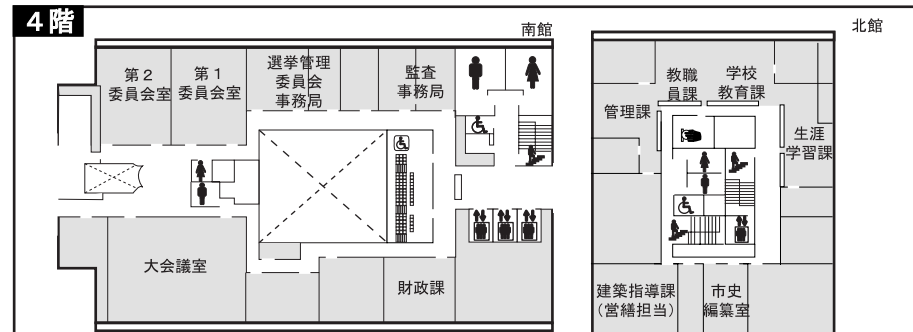
■都市環境部

- ※主な改正点および組織構成については、右ページをご覧ください。
- 【事務分掌の改正点】
- ①道路公園その他土木に関する事項
 - ②建築および住宅に関する事項
 - ③下水道および水路に関する事項
 - ④都市計画に関する事項
 - ⑤都市整備に関する事項
 - ⑥海浜および山地の開発に関する事項
 - ⑦市街地開発に関する事項
 - ⑧防災および安全に関する事項
 - ⑨環境保全・環境衛生に関する事項

■教育委員会

- 【主な改正点】
- 総務課施設課を統合し管理課を新設
 - 【組織構成】
 - 【管理課】二課
 - 【学校教育部】二課
 - 【社会教育部】六課

庁舎内案内図



4月から市の組織が変わります

問い合わせ 人事課 ☎38-2019

1面でもお知らせしましたように、今回の組織改正に伴い、総務課制を廃止し、執務場所が移動した課や窓口があります。今回は、市民の皆さんと関係の深い窓口を中心に、改正の概要についてお知らせします。



初代副市長に就任した
岡本 威 副市長

地方自治法の改正により、自治体が自らの判断で適切なトップマネジメント体制を作る制度に改めることとなり、本市においても、4月からこれまでの「助役」「収入役」制度を廃止し、「助役」が「副市長」に改められることになりました。

副市長は、これまでの助役の職務である「市長を補佐すること」「市の職員の行う事務を監督すること」「市長の職務代理を行うこと」に加え、市長の命により政策や企画に関する事務を行います。



新設の「会計管理者」に就任した
青山 学 会計管理者
(前総務部次長)

地方自治法の改正により、収入役制度も廃止となりました。

四月からは、市の会計事務責任者として「会計管理者」が会計事務にあたります。



新年度就任の技監
大瓦 巖 技監
(兵庫県職員)

「都市環境部」を設置
環境課・住宅課は執務室が移動

都市環境部は、道路課、住宅課、公園緑地課、防災安全課、環境課、環境処理センターの六課となります。

組織改正に伴い、「環境課」の執務室が、南館地下一階から北館三階へ移動しました。また、住宅課の執務室は、南館地下一階へと移動しています。なお、防災安全課の執務室は北館二階のままで、移動はありません。

■都市環境部 都市計画担当
「都市整備課」は都市計画担当へ所掌換えし、「開発指導課」を「都市計画課」に統合しました。

これにより都市計画担当は、都市計画課、都市整備課、建築指導課、街路課の四課となります。

■都市環境部 下水道事業担当
下水道事業の効率化を推進するため、下水道課、下水処理場を所掌する「下水道事業担当部長」を新設し、水道部長との併任としました。

■水道部
総務課を廃止し、「水道管理課」とし、水道業務課、水道工務課の三課としました。

市役所電話番号一覧

部局名	課名	電話	FAX
総務部	文書行政課	☎38-2010	38-2159
	人事課	☎38-2019	38-2159
	管財・検査課	☎38-2013	38-2121
	契約課	☎38-2012	38-2171
行政経営担当	行政経営課	☎38-2005	31-4841
	秘書課	☎38-2000	38-2150
	広報課	☎38-2006	38-2152
	お困りです課	☎38-5401	38-5402
財務担当	財政課	☎38-2011	38-2155
	課税課	☎38-2015	25-1037
	収税課	☎38-2014	25-1037
	市民参画課	☎38-2007	38-2004
市民生活部	市民課	☎38-2030	38-2156
	経済課	☎38-2033	38-2176
	保険医療助成課	☎38-2035	38-2158
	上宮川文化センター	☎22-9229	22-1659
保健福祉部	地域福祉課	☎38-2040	38-2160
	生活支援課	☎38-2042	38-2160
	健康課	☎31-1586	31-1018
	障害福祉課	☎38-2043	38-2178
都市環境部	子ども課	☎38-2045	38-2160
	高齢福祉課	☎38-2044	38-2178
	養護老人ホーム和風園	☎23-0485	32-9512
	道路課	☎38-2062	
都市環境部	住宅課	☎38-2026	38-2028
	公園緑地課	☎38-2065	
	下水道課	☎38-2064	38-7307
	下水処理場	☎32-1291	32-1568
都市環境部	防災安全課	☎38-2093	38-2157
	環境課	☎38-2050	38-2162
	環境処理センター	(収集)☎22-2155 (施設)☎32-5391	22-1599

市制施行50周年記念写真集「芦屋のうつりかわり」を頒布

問い合わせ 広報課 ☎38-2006

写真でみる芦屋の歴史

市制施行50周年(平成2年11月10日)に発行した記念写真集「芦屋のうつりかわり」の在庫本を、行政情報コーナー(市役所北館1階)、ラポルテ市民サービスコーナーで頒布しています。

●大正時代の潮見様(写真) 初代は、在原業平が西山町の塩通山法恩寺内に植えたと伝えられている。写真は3代目の朝見様で、明治6年開港橋西詰に植え継がれ、昭和初期まで「芦屋の名木」として知られた。

「芦屋のうつりかわり」
21.6×30.5cm/135頁/
紙表紙・銀箔押し(ハードカバー)
頒布額 500円

●六龍荘売出し当時のカタログ(昭和初期)

「広報あしや」臨時号発行のお知らせ

■「広報あしや」臨時号<乳幼児育児支援特集>を、4月1日付で発行し、同日の朝刊に新聞折り込みで配布します。お持ちでないかたは、市役所受付・ラポルテ市民サービスコーナーをはじめ、市内公施設等に配置しています。

問い合わせ
こども課 ☎38-2045